

平針西住宅自治会規約

(名称および事務所)

第 1 条 本会は、平針西住宅自治会と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第 2 条 本会は、相互扶助の精神に則り、会員相互の協力により、親睦を密にすると共に、地域社会の福祉の増進に努め、住民の自治向上をはかることを目的とする。

2 本会は、特定の政党や宗教若しくは団体にかたよることなく、また、営利を目的とする行為は行わない。

(会員)

第 3 条 会員は、平針西住宅（以下「住宅」という。）に居住する世帯主をもって構成する。

(自治会の業務)

第 4 条 本会は、平針西住宅自治会規約（以下「規約」という。）第 2 条に掲げる目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本住宅内居住者の市、区政、学区自治に関する要請、要望等の取りまとめ及び、市、区政、学区の広報への協力業務
- (2) 防犯・防火活動、交通安全活動の推進、町の美化運動・環境改善運動等市民運動の推進、自主的な社会教育活動の振興、スポーツ及びレクリエーションの普及及び激励等に関する業務
- (3) 各種公共福祉募金、老人・婦人・子ども会の育成援助、地域社会福祉の向上、保健行政への協力業務
- (4) 危険箇所の調査、災害対策に関する業務

(役員)

第 5 条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 組 長 15 名
- (4) 監 事 2 名

(役員任期)

第 6 条 会長、副会長については、平針西住宅管理組合の役員以外の会員から起用するものとし、役員会にて選任し、総会において承認を得るものとする。

2 組長の選任については、平針西住宅管理組合の理事を充てる。

3 監事の選任については、平針西住宅管理組合の監事を充てる。

4 組長及び監事に選出された役員は、総会において承認を得るものとする。

(役員任期)

第 7 条 会長、副会長の任期は、毎年 4 月 1 日から翌翌年 3 月 31 日までの 2 年間と

する。ただし再任をさまたげない。

- 2 組長、監事の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし再任をさまたげない。
- 3 役員に欠員が生じたときは、遅滞なく補充するものとしその役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 役員が、会員でなくなった場合は、その地位を失う。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事の主なものは次のとおりとするが、業務多忙の場合は相互に支援協力するものとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、自治会の業務を統括する。また、規約第4条に関する業務の地域学区の会合等に本会を代表して出席する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その仕事を代理し、会長が欠けたときはその仕事を行う。また、規約第4条に関する業務の地域学区の会合等に本会を代表して出席する。
- (3) 組長は、次の各号の業務を行う。
 - ① 規約第4条に関する業務を行う。
 - ② 本会の出納を行い、年度末には予算書及び決算書を作成報告をする。
 - ③ 役員会、総会の書記を務め、議事録および経過報告書等を作成する。
- (4) 監事は、本会の業務の執行および出納を監査し、その結果を総会に報告する。

(会議)

第9条 会議は、役員会および総会とする。

- (1) 役員会
会長が必要と認めた場合は、役員会を開催することができる。
- (2) 総会
定期総会は毎年1回開催するものとする。また、役員会または本会会員の4分の1以上から総会開催の要請があった場合は、臨時総会を開催することができる。
- (3) 議長
役員会、総会の議長は、会長または会長が指名したものが行う。

(議決権)

第10条 住宅に居住する1世帯につき、1個の議決権を有する。

- 2 会員は委任状または代理人によって議決権を行使することができる。
- 3 代理人は代理権を証する書面を会長に提出しなければならない。

(総会の会議および議事)

第11条 総会の会議は、前条に定める議決権総数の半数以上の会員の出席を必要とする。

- 2 総会の議事は、出席会員の議決権の過半数で決し、可否同数の場合は、議長

の決するところによる。

3 次の各号の議決は、前項にかかわらず、会員総数の4分3以上の出席、議決権総数の4分の3以上の賛成で決する。

- (1) 規約の制定および変更
- (2) 規則の制定および変更
- (3) 会費の変更および臨時会費の決定
- (4) 総会において本項の方法により決議することとした事項

(議決事項)

第12条 総会の議決事項は次のとおりとする。

- (1) 一般報告
- (2) 予算、決算に関する件
- (3) 会費、臨時会費に関する件
- (4) 規約の制定および変更
- (5) 規則の制定および変更
- (6) 役員を選任および解任
- (7) その他、本会の業務に関する重要事項

(総会の決議に代わる書面による合意)

第13条 前条について、組合員全員の書面による合意があるときは、総会の決議があったものとする。

(運 営)

第14条 収入は会費、補助金、助成金、手数料、寄付金及び臨時会費とする。

2 支出は、経常支出および臨時支出とする。臨時支出は役員会の決議によるが総会の承認を得るものとする。

- (1) 経常支出
 - ① 学区費 (学区区政協力費)
 - ② 行事費 (学区自治会連合行事参加費、盆踊り・スポーツ奨励費、祭礼費)
 - ③ 助成金 (子ども会、老人会、交通少年団等)
 - ④ 運営費 (事務用品費、印刷費、会議費、行動費)
 - ⑤ 弔慰金 (死亡1万円)

(2) 臨時支出

(会費の納入)

第15条 会費は、組長および監事が、4ヶ月分をその4ヶ月分の最初の月の25日までに集めて会計担当組長に納入する。

2 会費は、月額250円とする。

(会費等の過不足)

第16条 収支決算の結果、会費に余剰を生じた場合その余剰は翌年度への繰越金として充当する。また、不足を生じた場合は、会員から臨時会費を速やかに集める。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(会計報告)

第 18 条 会長は、翌年 5 月末日までに当年度の会計報告をしなければならない。

(規約等外事項)

第 19 条 規約等に定めのない事項については、総会の決議により定める。

(規約原本)

第 20 条 この規約を証するため、総会において議決された本規約に、議長および議長の指名した 2 名の総会に出席した会員が署名、押印した規約を 1 通作成し、これを規約原本とする。

2 規約原本は、会長が保管する。

附則

- 1 会員は脱会にあたって、一定割合の金品の返却を請求することは出来ない。
- 2 本会の発足にあたり、初年度は平針西住宅管理組合より自治会設立援助金を寄付金として収納する。
- 3 この規約は、平成 4 年 4 月 1 日より適用する。